

天領

第2号

1981年12月



大田邇摩法人会会報

目 次

仕事一筋の人 竹原会長の死を悼む	1
昭和五十六年度 通常総会開催	2
竹村健一先生の経済講演会開催される	3
「税を知る週間」を前にして実施された対談	4
石見大田税務署幹部御紹介	5
企業訪問 わが社の経営方針	5
囲碁コーナー	6
意見交換 Ⅱ税を知る週間行事Ⅱ	7
資金繰りについて考える	8
改正商法における 取締役および監査役報酬	9
税務調査から見た非違事例	9
経営者大型総合制度は自動的に更新されます	10
年末融資のお知らせ	10
ミニ税務コーナー	11
相談コーナー	12
編集後記	12

大 森 代 官 所

国の史跡、石見銀山遺跡のシンボルといえば代官所の遺構です。2代日奉行の竹村丹後守のとき現在の場所に設けられ、初めは奉行所といい、のちには大森御役所、大森陣屋と呼ばれていて、大森町を訪れると左右に広がる門長屋が、夢を江戸時代に運んでくれます。

門長屋は右側（北）が脚夫詰所、番人詰所、仮獄舎、左側（南）が門番詰所、大工詰所、物置で、今石見銀山資料館となっている建物は、明治12年に代官所が解体されたあと、明治22年に邏摩郡役所として建設されたものです。面積は 3,400平方メートル。代官所跡の前側は銀山川が流れ、川を隔てて「向い陣屋」(役宅) や演武場（馬場・弓道場）があり、御金蔵はその南へ 100メートルの場所にありました。

(石村禎久記)

表紙写真 大 森 代 官 所
題 字 鈴 木 大 東 氏

仕事一筋の人

竹原会長の死を悼む

当法人会会長・竹原清造氏は、去る十月七日、午前八時二十五分心臓発作により、国立島根医科大学附属病院に於いて急逝されました。

竹原会長は、行年六十五

歳、まだまだこれからの人と頼りにし縋りきつていた矢先、この悲しいお知らせをするとは、天命無情、誠に哀悼の念にたえま



せん。思えば、氏は七月六日、島根医科大学附属病院に入院され、一度退院されたものの、九月二十二日心臓治療のため、再入院されましたが、十月七日、朝、突然の心臓発作により、六十五歳の生涯をと

じられました。

昭和四十七年、大田邇摩法人会の会長に就任されるや会の組織の強化、事業内容の充実、また財政基盤の確立等、

また、自主申告・自主納税、期限内納税、振替納税等々納税道義の高揚と啓蒙活動を白か

ら先頭に立つて展開され、好ましい納税環境づくりに励んでこられました。その実績は高く評価され石見大田税務署長、国税局

長から度重なる感謝状、表彰状をお受けになり、昨年十一月には、産業人最高の藍綬褒章受章の榮譽に浴されております。

国家財政一〇〇年の大計を樹てねば悔を千載に残しかねない重大な時期に、納税活動の偉大な推進者であったことは、誠に惜しみても、余りあるものを感じてなりません。

われわれは、今このすばらしい指導者をつた、耐えがたい悲しみを踏み越えて、より一層事業活動に努力精進を誓い合つてこそ、万灯を献ずるに勝る供養と信じます。

今は浄土に旅立たれた、竹原会長の数々の御功績を思い、唯ひたすらに、御冥福をお祈りするばかりでございます。



故竹原清造氏 表彰歴

- 国からの表彰
 - S 19・2 軍功により勲六等瑞宝章受章 (内閣総理大臣)
 - S 49・11 申告納税制度普及に尽力した功績により表彰 (石見大田税務署長)
 - S 51・10 納税貯蓄組合の普及育成に尽力した功績により感謝状 (広島国税局長)
 - S 51・11 申告納税制度の普及発展に尽力した功績により表彰 (広島国税局長)
 - S 52・11 食品衛生の向上発展に尽力した功績により表彰 (厚生大臣)
 - S 55・3 社会福祉事業に尽力した功績により表彰 (法務大臣)
 - S 55・9 納税指導団体育成強化申告納税普及に尽力した功績により表彰 (広島国税局長)
 - S 55・11 産業功労により藍綬褒章受章 (内閣総理大臣)
- 地方公共団体からの表彰
 - S 41・11 大田市立第一中学校屋内運動場備品の寄贈により感謝状 (大田市長)
 - S 43・7 大田市立第一中学校PTA初代会長として五か年の永きに亘りPTAの育成と教育の発展に寄与した功績に対し感謝状 (大田市立第一中学校、PTA会長、校長)
- 業界団体等からの表彰等
 - S 48・10 役員として永年に亘り組合発展に貢献した功績に対し感謝状 (大田商工業協同組合理事長)
 - S 49・11 永年に亘り食品衛生思想の普及と向上に献身努力し功績に対し表彰 (日本食品衛生協会会長)
 - S 50・10 常議員、副会頭、会頭として商工会議所事業の発展に貢献した功績に対し感謝状 (大田商工会議所会頭)
 - S 52・10 銀色石功章(定款18条) (日本赤十字社)
 - S 54・11 島根県青色申告会会勢発展の功績に対し感謝状 (島根県青色申告会連盟会長)
 - S 56・3 役員として永年に亘り商工会議所発展に貢献した功績に対し表彰 (日本商工会議所)
- 焼失校舎の再建と学校統合を成就した功績により表彰 (島根県PTA連合会会長)
- S 48・11 大田市の商工業の振興に貢献した功績に対し感謝状 (大田市長)
- S 44・5 永年商工業の振興に貢献した功績に対し表彰 (島根県知事)
- S 56・1 商工業功労により表彰 (大田市長)

昭和五十六年度

通常総会開催

九月十四日(月)午後三時より、通常総会が会館仁万屋において、会員七十九名の参加のもとに開催された。

来賓には、石見大田税務署、米原署長をはじめ、多数のご臨席をいただき、天崎副会長の議長により議事に入った。



議案(1)昭和五十五年度事業報告並びに収支決算承認
事務局より、事業報告、収支決算について説明があ

り、つづいて竹腰監事より「監査報告」それぞれ原案通り可決承認された。

議案(2)昭和五十六年度事業計画収支予算承認について
議長より一括上提により審議に入る。

事務局より、事業計画及び会費値上げ理由等の説明また、それに伴う収支予算について説明のあと、質疑に入る。

会員より活発なる質疑等が出ましたが、原案通り可決承認された。

以上で全議案は、とどおりなく終了した。

引き続き、日本システムリクエイト(株)長沢宏氏による、コンピュータ利用についての説明があり、マイコン時代といわれる現代にふさわしい内容の講演ののち、懇親会が開かれた。

以下、事業内容及び収支予算等は次の通りです。

事業計画

- 一、組織に関する事項
 - (1) 会員増強運動の推進
 - (2) その他組織強化に関する事項
- 二、部会活動に関する事項
 - (1) 各部会活動の充実強化
- 三、経営に関する事項
 - (1) 政治・経済に関する時局問題の講演会開催
 - (2) 企業診断・経営指導等の斡旋
 - (3) その他経営に関する講座等の開催
- 四、税法並びに税務に関する事項
 - (1) 関連団体との連携を保
- 五、第五回法人学校の開催
 - (1) 一月～六月まで開催
- 六、会報の発行
 - (1) 法人会報「天領」年二回
- 七、その他
 - (1) 各種参考資料の配布

収支予算書

【収入の部】

科目	本年度予算額	前年度予算額	差引増減	摘要
1 会費	4,780,000	1,790,000	2,990,000	323名
2 手数料収入	40,000	50,000	△10,000	各種手数料
3 繰越金	22,624	30,712	△8,088	前年度より
4 雑収入	57,376	59,288	△1,912	預金利息外
合計	4,900,000	1,930,000	2,970,000	

【支出の部】

科目	本年度予算額	前年度予算額	差引増減	摘要
1 総会費	400,000	350,000	50,000	総会費
2 役員会費	250,000	180,000	70,000	役員会2回
3 事業費	2,860,000	1,090,000	1,770,000	講演会、学校等
4 会報発行費	300,000	0	300,000	2回発行
5 部会費	250,000	0	250,000	
6 旅費	60,000	60,000	0	出張旅費
7 負担金	300,000	200,000	100,000	県法連外
8 渉外費	20,000	15,000	5,000	慶弔費
9 事務局費	100,000	20,000	80,000	通信費等
10 会館建設積立金	300,000	0	300,000	
11 雑費	10,000	10,000	0	
12 予備費	50,000	5,000	45,000	
合計	4,900,000	1,930,000	2,970,000	

竹村健一先生の経済講演会開催される

演題「日本経済の現状と今後の見通し」

十一月十三日午後三時より大田市民会館大ホールに於いて、県法人会連合会の協力のもと、大田・遼摩法人会の主催で竹村健一先生の経済講演会が開催された。

今回の講演会開催にあたっては法人会役員諸氏の講師送迎、会場の受付、駐車場の整備等多大な協力を得円滑に運営されました。

竹村健一氏のプロフィール



昭和5年大阪に生れる。第一とボロエール大学、ラキエール大学、シユキエール大学、留學、帰國後、山陽特殊製鋼調査部長、「英文毎日」記者、山陽大学助教授を歴任。現在、フリー

手門学院大学助教授として、フリーで評論活動。

日本海テレビ「竹村健一の世相講談」
山陰中央テレビ「竹村健一の世相を斬る」等

講演に先がけ天崎副会長の挨拶、和田副会長の講師紹介がなされ、講演が行われた。

講演の内容は次の通りであります。

一、戦後、日本の国力はアメリカの1/10であったが高度成長により、今や1/2となり個人所得は西ドイツと互いに三割肩を並べるまでになった。これはアメリカの経済援助、防衛費の肩替りにより日本の国家予算が経済復興に全て向けられた結果である。

二、これからの日本の発展に対して問題となるものは三つある。それはエネルギー

一、対ソ関係、欧米関係である。
エネルギー問題は、先進工業国の節約努力により需給関係は緩和され、現状で推移すると思われる。



対ソ問題は、近年共産化された諸国への軍事、経済援助により経済負担を強いられ、国内的にも行詰っている現状である。したがって、ポーランド進駐は不可能と見られる。すなわち、日本の対ソ関係の悪化を深めることはないものと思われる。

次に、欧米諸国の問題であるが、ここでは特にアメリカとの関係が第一と考えられる。経済的には日本の輸出超過、政治的には日本

の防衛問題だと思われる。日本が自由陣営の一員として今後も発展していくには、貿易摩擦の解消は言うまでもないことであるが、世界第二位の経済大国として、応分の防衛費の支出はやむを得ないものと考えられる。

以上が講演の概要であります。以上が講演の概要であります。間が設けられた。質問および解答を紹介します。

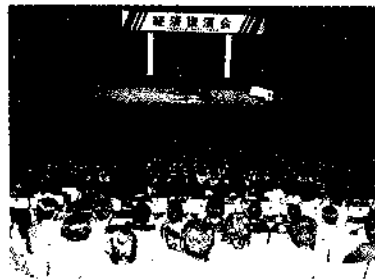
【問】日本とEC・ECとアメリカとの関係

【答】日本とECは民族的にも、地域的にも関係がうすく、日本のことはあまり理解されておらず、近年日本の輸出がEC経済に大きく関係を持ち、初めて関心を持たれたのが現実だと思われる。しかしながら、ECとアメリカの関係は民族的にも地域的にも深いものがあり、一部マスコミで報道されている程には悪くないと考えている。

【問】中国の現状

【答】一部報道では中国を過大評価されてきたが、実

際は日本の個人所得を比較して見れば1/40であるように、内政的なあやまりで経済復興には時間のかかるものと思われる。しかし、日本にとって中国は重要な隣国である。ソ連との防波堤として自由陣営は重視しており、今後も経済援助等をし、友好関係の維持も必要と思われる。



今回の講演会は多数の聴講と解りやすい説明がなされ、又活発な質問もあり、有意義なものでありました。今後も法人活動の一環として講演会を企画するつもりですので会員の方々の御協力をお願い申し上げます。

「税を知る週間」を前にして実施された

直税部長・法人会連合会長対談

対談日時 56年10月9日

対談者

広島国税局直税部
部長 買手屋孝一
中国地方法人会連合会
会長 篠原康次郎

(法人会長) 会員増強問題は、現在、法人会のかかえている最重要課題です。会員組織率が、全国平均より低いものですから、私どもも随分努力しているのですが、なかなか思うようになりません。中法連も、会員増強には一層の努力をすることにしておりますので、ご協力をよろしくお願いたいと思います。

(直税部長) 法人会員も五十六年六月末で四万八千社となり、加入割合も五一・二%とはじめて、五〇%を上回りましたが、これは昨年実施された加入増強運動等のご努力の成果だと思えます。

会員の増強は、組織力の強化という点で常に心がけていくべき問題だと思いますが、そのためには、組織拡大の特別委員会の設置とか地区単位による個別勧奨のようなほか、税理士会の協力を得ることも是非必要だと思えますね。

それから、経営者の方々に集まっていたいただいて、経営のプラスになる研修とか説明会などを開催するものもいいのではないのでしょうか。会員増強月間などの目標を掲げて集中的に加入増強運動を展開されることは効果的だと思えますね。

昨年の実績を踏まえて、私どもとしてもできる限りの支援をしてまいりたいと考えております。

(会長) 会員増強のほかに「モデル法人会事業」を推進しています。

法人会のかかえている問題、例えば、会員増強、財政基盤の強化、事業活動の活性化等をテーマとして、モデル法人会で実施していただくわけです。

昨年度の合同研究発表会には、多数の法人会が参加し予想外に盛大でした。これも、意外に刺激になるものですね。これからも力を入れていきたいと思えます。

この事業について、部長さんのご意見をお聞かせください。

(部長) 組織化がある程度進んできた段階で、モデル法人会制度が発足したことは、非常によい企画だと思えます。

この二月に行われた合同研究会で、活発な研究発表と情報交換が行われ、実践のなかから出された問題点、苦心談、効果的な施策が発表されましたので、他の法人会も大いに参考になったことと思えます。

本年も、当局管内で六法人会がモデル法人会に指定

され、会員増強をはじめとした研究テーマに、取り組んでおられると聞いております。今から来年の合同研究会での発表を期待しております。

昨年は初年度でしたので、何かと大変だったと思いますが、本年は、これを更に充実させて今後の法人会活動に生かしてほしいですね。

もちろん、私どももできる限りの協力をさせていただきます。

(会長) 法人会では、役員、会員が一体となって組織強化のため、努力を続けていますが、残念ながらまだまだ財政面でも組織面でも、十分強固なものとはいえません。

事業の展開にあたって講師の派遣、情報資料の提供等、強力をバックアップを賜りたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(部長) 法人会の活動を、さらに充実させるためには、やはり、会員が増加し、組織が強化され、それによって財政基盤を強化していく

ことが、より必要なことではないでしょうか。

お話しのように、講師の派遣、情報資料の提供は、今までもそうですが、この基本は何ら変えることは考えておりません。

側面的に協力させていただきましたので、遠慮なく申し出てください。

(会長) 三月に金融事情の視察でアメリカに行ったのですが、アメリカは、税金に対する関心が非常に高いでしょう。だから申告の仕方などの解説書が本屋のウインドウにたくさん置いてありましてね。

節税の方法も合理的に研究しているようです。ただ、納税思想は全般的に高く、脱税に対する罰則も厳しいようです。

(部長) それは歴史的な違いですね。

開拓時代から、町を作っては保安官を雇い、保安官の給料をみんなで出し合っていたわけです。

全体に必要なお金をみんな

なで出し合う。一人でも出さないう人がいると、他の人に負担がかかるわけですから、この人はみんなの敵だという意識が最初からあるわけですね。

日本の場合、特に昔は、国の方が税金を決めていたので、自分の出している税金が自分のところへ戻っているのを、知らない人が多いのではないのでしょうか。

(会長) 税金を納めるのは、義務だから納めるのは当然ですが、税金の使われ方にまで目を向けてほしいと思いますね。

(部長) 役に立っているとさえ、一人でも納めなければ、みんなが迷惑すると思うのですが。

租税教室などで、例えば、小学生一人当りの教育費に、四十一万円使われているよという話をする、初めて「ああ、そうですか」といわれますね。

をとらえて、PRする必要がありそうですね。

本日は大変お忙しいところ、ありがとうございます。なお、参考までに県下におけるモデル法人会は、出雲法人会です。

石見大田税務署

幹部御紹介

七月十日付の定期人事異動により次の方々が着任されました。(一)は旧任地



署長 米原 強



総務課長 早瀬政之

調査部門



統括官 吉本弘行

(米子署所管第一部門 統括上席調査官)

企業訪問

わが社の経営方針

株式会社 島根建材公社

取締役社長 寺 戸 武 則

(資本金三千万円・従業員二十二名)



少數精鋭主義を、モットーとし、常に変化に挑み、どんな不可能なことでもたゆまぬ努力によって可能にすることが出来るという無限の可能性を信じ、お得意様に「ご満足」がえる仕事を通じて、社員の幸福を増進し、会社の発展と繁栄を表現するとともに、社会的に価値ある会社になることを念願しています。

この会社の創業は、昭和二十三年九月十八日です。当時、戦後のわが国は乏しい資源で荒廃した国土の復興をはかるという事は容易ならぬ状況でした。

政府は、最初に主食の米を統制しましたが、つづいて主要建築資材(木材・セ

メント・釘・鉄筋・ガラス電線)もすべて統制して、建築許可書と同時にチケットを発行し、それを指定の店で現物に引きかえることになりましたが、統制経済になると何時の間にか闇が横行して、チケットを出しても業者は品物を出ししぶるようになりました。しかし、米を見せるとすぐに手にはいるので、需要者はひどく憤慨し、役所には毎日のように投書や抗議がつづいておりました。

このような状態をいつまでも放置できない。

早速、県当局に実情を伝え協議しました。これは速やかに打開しよう。地域の方々に役立つような奉仕的

な機関を造り、是非協力いただきたいという強い要望が生まれたので、この会社を創立し、これにこたえることになりました。この統制もあと三年や四年は当然続くので、その間にみなさんから信頼される会社になつておれば、たとえ統制が撤廃されても別に心配はないだろう。

なお、一方においては、会社設立と同時に肝心のセメントの入手先を決めるのが最大の焦点でした。当時の八幡製鉄で造っている、高炉セメントを目標に、早速、九州に飛び、セメント鉾津課長に会いました。

工場では、明治四十三年から造っているが、すべて工場の自家用で市販などしたことはない。

貴方はまだ三十歳、若すぎる。やめときなさい。これは、簡単に売れるようなセメントではありません。いくら頼んでも聞いてく

れません。長時間やりとりしても容易に聞いてくれません。それでは自分の命をこのセメントに賭けましょう。と強行に迫りました。「わかった。わしの負けじや。そこまで決心がつけば出しましょう」

初めて本土へ送ることになり、いよいよ貨車が大田に届きました。大よるこびで、早速チケットのお客さんに渡していきました。ところが、一時間も立たない内に、次々返品してきま

た。このセメントは製鉄所の灰だそう。セメントはやはり小野田かアサノでないといと困る、かえてほしい。これにはさすが閉口しました。やはり、課長が最初にやめとけといわれたのは、この事だったなとつくづく思いました。

苦痛な月日を送っている内に、更に予想もしない事が起こりました。翌二十四年に、突然統制が解除されました。

万事窮すといった心境でした。

まだ世間にも馴染まれていない、人口の少ない田舎の都市で新設企業が成り立つはずがない。

いくら努力しても地元で依存できるのは三〇%まであとの七〇%は県外・市外に求めなければならぬ宿命にあります。

よし、目を大きく開いてこれからは中国五県を対照に飛躍しよう。

やがて、中国地方にも電源開発時代が訪れるにちがいない。これに的をしぼり高炉セメントを使って貰おう。早速、建設省、農林省、市と猛烈な闘志をもって設計運動を転回した。

翌二十五年十月、その効果がついに出了。

中国管内で電源開発第一号が島根県木次町地内、新湯村発電所として着工。初めて高炉セメントが採用されました。当時、会社にとつては最大の感激でした。また、翌二十六年には、建

設省と島根県が共同で島根県営第一号、三成発電所が着工。ここでも「ダム」に採用されました。

当初は製鉄所の灰と笑われた時代もありましたが、夢のように思われました。本当に苦労してよかった。

現在では、国や県のあらゆる主要工事に使用されており、油も余り使わない省エネ商品として、いま国策的にも国から歓迎されています。

建設省や電力会社が現在高炉セメントを使うのは技術屋の常識として使用されており、全国で島根が最初の実績でございます。

こうしたことから中国電力の納入業者指名され、島根―鳥取―岡山―広島と広範囲に活動させていただいております。また、メーカーの新日本製鉄化学では当社開設三十年には、全国で初めて当社が抜擢され、特約店から指定問屋に昇格されました。

いま、いろいろと振り返

ってみると、昔の人がよく申しました、苦のないところに楽はない。全くその通りだと痛感いたしました。

お蔭をもちまして、会社も一応のレールを走れるようになりました。これから更に初心にかえり、ご関係のみなさまといつまでも共存共栄で地域の発展に寄与してまいりたいと思っております。

- ① お得意先に感謝される。
- ② メーカーさんにも喜んで貰える。
- ③ 自分も満足できる。

これが、わが社営業の基本的精神でございます。なお、会社は従業員全員が株主で、みんなの会社、誰からも信頼される会社、希望に輝く会社として、これからも発展してゆくことを願っております。

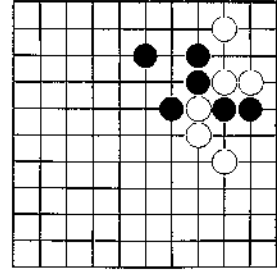


囲碁コーナー

あきらめるのは早い

黒先、手筋を知らない人なら、右辺の黒2目はすぐにあきらめてしまうでしょう。ところが、あきらめるのは早い。隅にはいろいろと手があるものです。これは石を取る筋の中級程度の問題です。筋をよくおぼえてください。

問題



解答は11頁にあり

意見交換

税を知る週間行事

税務署との意見交換会

大田遡摩法人会では、十一月十一日より始まります税を知る週間行事の一環として、東部地区、大田地区、西部地区の三か所に於いて石見大田税務署との意見交換会を企画し実施致しました。今回、税を知る週間の最終日に当り、西部地区(遡摩郡)で開催されましたものについてレポートしたものです。

十一月十八日、温泉津町に於いて意見交換会が行なわれました。当日は、石見大田税務署長を始め、吉本統括官、原調査官、税理士会から千賀・竹下両税理士が出席され、法人会からは約二十名の参加がありました。

午後二時、法人会事務局より、この交換会の発案者である、故竹原会長の冥福

容について紹介して見たいと思います。

意見を大別してみますと直接税と間接税とに別れ、会員の中からも本年五月改正になりました印紙税等々についての意見で、本年より従来の倍額となつていまます。ここ四五年、国税は増税の傾向にあり、印紙を



めぐる改正もめまぐるしく行なわれ、ともすれば、領収証等に貼る印紙すら間違いやすい場合が多く、特に通帳等の基本的な制約から受ける印紙税の問題と具体例を数えれば、数かぎりない問題が見られます。

我々会社経理にあまり関係のない例に見ましても、寄附金の領収証に印紙が必要かどうか、あらためて考えなおして見ますと、どうであつたか疑問を覚えます。

この点について、基本的に営業に関しないものについては全て非課税であるとの答えは思いつかないのではないか。

一般に関心の薄い物品税の問題についても、消耗品程度と考えられているようなものにまで、物品税が課せられている点について、今さらながらに再認識させられた所もござります。

また、直接税については会社経理を行う際、これは経費であると思われるものでも、一概に判断すれば、後日、問題としてはね返る例も少なくありません。

最近、新聞紙上で発表になつております実際費課税についての問題を始めとして、費用の使い方一つによつては別の科目経費で処理しなければならぬとか、

これくらいのもは経費だと思ひ込んだものが、意外に会社資産として計上すべきものであるとか、限度がありません。

会社が倒産した場合、その所有する不動産を譲渡した場合にかかる課税について、あるいは最近流行している従業員研修旅行、得意先の招待旅行等々について、日常、我々営業者がかかえる様々な疑問が投げかけられる中で、税務行政にからめた今後の展望についての質問も生まれました。

このように、年に一度の意見交換会ではありましたが、税務知識の吸収に対する会員の熱意は誠に旺盛で女性数名の参加をも加え、総りある交換会でした。こうした機会も会を重ねるごとに多数の会員の参加を希望致します。



資金繰りについて考える

「勘定あつて、錢足らず」という言葉があります。

資金繰りは企業の浮沈にかかわる大切な仕事の一つです。殊に年末年始は資金繰りで、いちばん大切な時期であり、その良し悪しが業績に大いに影響いたします。

経済情勢や金融動向等には、常にアンテナを張りめぐらせ最新の情報をキャッチし、先行きの予測をたて長期的な資金計画が必要で、景気は年末を控え回復基調とはいえ、個人消費、住宅投資等の低迷で、なお予断を許さない現状です。

金融面では、大蔵省は長期国債の消化難を打開するため、九月発行分から長期国債の発行条件を、表面利率で〇・四パーセント引上げ、年八パーセントとしました。これにともない十一

月から長期信用銀行(興銀、長銀、債銀)の発行する金融債も〇・四パーセント引上げ、年八パーセントとなるとともに、長期プライムレート(最優遇長期貸出金利)も十一月から〇・四パーセント引上げ、年八・九パーセントとなりました。

みなさん方と直接関係の深い中小企業金融公庫、国民金融公庫の金利は中小企業の景況が全体として、思わしくないことを配慮して年内は据置き(年八・三パーセント)とされましたが、来年一月から〇・二パーセント(年八・五パーセント)引上げが決定しています。

公庫資金は、今が借入れのチャンスではないでしょうか。

刻々変化する経済情勢、金融動向には目がはなせない現状です。

資金繰りといえば、外部からの資金調達に着目しますが、社内における資金の動きを把握し、まず内部からの資金の調達を先に行なければなりません。

すなわち、売上が低下していないか、回収不能や長期の売掛金が得意先に寝たままになっていないか、在庫が必要以上に増加していないか、不必要な経費支出が増加していないか等、常に財務の内容をつかみ、金詰まりの原因を的確に見つけ出すことが必要です。

資金繰りで最も大切なことは先見性です。

明日資金が足りないといつて銀行にかけこむようでは話になりません。少なくとも六か月位先を見越さなければ安定した経営はできませんといえます。

資金の外部調達といえば、金融機関からの借入です。金融機関との取引にあたって、日常心がけておかなければならないことは次の点だと思えます。

(1) 的確な先見力をもって、いつ、どれだけ資金がいつまで必要かを予測する。

(2) そのことをできるだけ早期に金融機関に伝える。

(3) そのためには、会社全体の動き、とくに近い将来における動き変化を先見力をもつて的確に把握しておかなければなりません。金融機関も会社全体の動きがどうなっており、将来どうなるかを知りたいからです。

(4) 会社の動向はできるだけ具体的なデータによって金融機関に伝える必要があります。

(5) また見込み違いが判明したらできるだけ速やかにその旨を伝え、その見込み違いを生じた原因を具体的に説明し理解を得ることでです。

このように、金融機関を利用するについては平素からの信頼関係が大切だと思えます。

金融機関にとって、いち

ばん困るのは設備資金で、自社で勝手に設備をし、資金は取りあえず支払手形で支払っておき、後日手形期日がくるようになって、金融機関にかけこみ、資金手当をするようなケースです。

この場合、金融機関が融資に応じない場合もあるし、また、応じたとしても融資条件も不利となりがちで、自から墓穴を掘ることにになります。計画ができたなら、いちはやく金融機関に相談し、もつとも優利な条件の融資を得ることが、大切です。

八〇年代は、不確実、不透明の年代だといわれています。移り変りの激しい今日、自社の現状、将来を見きわめ、進路を的確に判断し、早期に対処することが、自社の繁栄への道だといえます。

島根中央信用金庫

改正商法における

取締役および監査役報酬

改正商法が来年十月一日から施行される事になりました。商法改正といわれると大会社の事で我々中小企業にはあまり関係がないように思いがちですが、今回の改正内容は中小会社にも関係ある事項がかなり含まれているようです。

その中でも特に取締役に監査役の報酬の決め方についての改正は、我々にも直接関係がある改正であります。

「監査役報酬の額は定款又は株主総会の決議で、取締役の報酬とは別に定めなければならぬものとする」と共に、監査役が数人いる場合において、監査役報酬の総額だけ定められ、各監査役のそれぞれの受けるべき報酬の額が定款又は株主総会で具体的に定められなかつたときは、その総額の範囲内で、監査役の協議

によりその額を定めるものとする」(改正商法二七九条)との改正が行われています。

現行商法では取締役や監査役の報酬額を決定する権限は定款、あるいは株主総会でなければならぬ事とされているが、総額または限度額を示していれば良いのであって、個々の取締役とか監査役への具体的な報酬金額の決定は取締役に一任出来るとしています。

このため多くの会社が、報酬の限度額は総会で決定し、個々の取締役や監査役の具体的な報酬金額の決定は取締役に決定している例が多く見受けられました。ところが、この度の改正商法は定款、又は株主総会で取締役と監査役の報酬の総額だけ定めて良いという従来の立場は維持しつつも総額を定めるにあたっては

取締役分と監査役分とを明確に区別しなければならぬとしたのです。

これによって、従来実務で行われて来た監査役の報酬の配分の決定を取締役会に一任する決議は改正商法のもとにおいては違法かつ無効となります。

この結果、株主総会においては「取締役の報酬は $\times \times$ 万円以内とし、その配分は取締役に一任し、監査役の報酬は年額 $\times \times$ 万円以内とし、その配分は配分監査役の協議に一任する」旨を決議する必要があります。

改正商法においては、会社の業務運営を厳正公平ならしめ、株主、従業員及び債権者の一層の保護を図り、あわせて会社の社会的責任を全うする事が出来るよう株主総会、取締役会制度の改革を行い、それにあわせて監査役の権限を強化すると共に、監査役の独立性を守るため、報酬についても以上のような改正をしたものであります。

改正商法は来年十月一日を期して施行されます。という事は今年の十月以降に開催される定時株主総会で新たな協議をしなければ

間に合わないことになり、是非とも以上のような決議をして戴きたいと思うのであります。(渡辺税理士)

税務調査から見た非違事例

PART 1

比較的多い

雑収入の計上もれ

税務調査において、よく見受けられる非違事例として、各業種を通じて判明した雑収入の計上もれの項目を掲げておきます。

今後の決算期においては十分ご注意ください。

- 一、業種共通
 - イ 仕入先に預託してある営業保証金の利息収入
 - ロ 取引先より受入れるリベート収入
- 二、製造業
 - イ 作業くず、仕損品、残材、廃品などの売却収入
 - ロ 原材料の同業者への転売による収入
- 三、卸・小売業
 - イ たばこ、ジュースなどの自動販売機の収入、赤電話の収入
 - ロ 使用済みの空びん、空かん、段ボールなどの売却収入
 - ハ 社員に対する取扱い商品の販売
- 四、建設業
 - イ 下請業者で使用させた車輛、機械などの賃貸収入
 - ロ 工事の残材(鉄筋、生コン、仮設材)などの売却収入
- 五、料理・旅館・飲食業
 - イ 祝儀、チップの収入
 - ロ 車代、土産品などの立替金についての受取り手数料
- ハ 従業員、家族の自家消費分

(石見大田税務署)

会員の企業をお守りして10年

経営者大型総合制度は自動的に更新されます

法人会が会員企業の永続を願って、経営者大型総合保障制度を始め、今年で十年になりました。

この間加入なさった方々に、この制度は大きな安心感を与え、お役に立ってきただけと思いません。

さて、この保障制度の間は、十年になっておりますので、契約が切れる方が順次出てこれると思いません。

せっかく、今まで得てこられた安心感は、契約とともに消えてしまうのでしょうか？……

もしそうなら大変なことです。これまでの十年間健康でこられた方々が今後も健康であるとは限らないからです。それどころか、十年経って年齢もかきみ、保障の必要性は一層増したと思わなければなりません。

引き続き安心できる

自動更新制度

法人会では、この制度に加入して安心を得られた方が引き続き安心して経営を続けていただくために、自動更新制度をとることにいたしました。

保障期間が満了しても、契約者から特に反対の申し出のない限り、契約が自動的に更新されて、保障期間は更に十年間延長されます。そればかりではありません。自動更新制度には次のようなメリットがあります。



どんな健康状態でも

無診査で更新

ほとんどの加入者（一部年齢制限にふれる方や、割

増保険料等の特別条件を付加された方は除かれます）はどのような健康状態でも契約を更新できます。

例えば、重病で入院中でも、契約の自動更新には何の支障もありません。もしも、新規の契約であったら

結ぶことが許されないような健康状態でも、契約の更新が許され、引き続き保障が得られます。もちろん、更新の時に健康状態による割増保険料が付加されることもあります。

手続は持参の書類に

判を押すだけ

更新手続は極めて簡単で煩わしい身体検査もありません。

保障期間満了の二、三か

月前から更新のご案内にお伺いする大同生命、AIUの担当者が持参する更新のための書類に申込み印を押していただくだけで手続きは済みます。

自動更新に注意

いただく三つの点

- ① 現在の契約の保障期間満了時に年齢が七十歳六か月を超える方は、更新の取扱いができません。
- ② 現在の契約をするとき

に健康状態により、割増保険料等の特別条件を付加された方については、保険会社が認めた場合に限り、更新の取扱いができません。

③ 更新後の掛金は更新時の年齢により計算します。

現在の契約をした時から十歳高い年齢になりますので掛金もそれに応じて高くなります。

なお、詳細は大同生命とAIUにご相談下さい。

年末融資のお知らせ

市内の各金融機関では、左記の通り年末融資の取扱いをいたしておりますので、早めにご利用ください。

- ① 島根中央信用金庫
- ② 融資総枠 10億円
- ③ 受付 12月31日まで
- ④ 融資額 1千万円以内
- ⑤ 利率 協会保証付年8.0%
- ⑥ その他一般利率の0.25%下げ
- ⑦ 返済期限 57年5月20日
- ⑧ 山陰合同銀行大田支店
- ⑨ 受付 12月31日まで

- ① 融資総額 2千万円以内
- ② 利率 協会保証付年8.0%
- ③ その他一般利率の0.25%下げ
- ④ 返済期限 57年5月31日
- ⑤ 扶桑相互銀行大田支店
- ⑥ 受付 12月31日まで
- ⑦ 融資額 2千万円以内
- ⑧ 利率 協会保証付年8.0%
- ⑨ その他一般利率の0.25%下げ
- ⑩ 返済期限 57年5月31日
- ⑪ 松江相互銀行大田支店
- ⑫ 受付 12月31日まで
- ⑬ 融資額 2千万円以内
- ⑭ 利率 協会保証付年8.0%
- ⑮ その他一般利率の0.25%下げ
- ⑯ 返済期限 57年5月31日

ミニ税務コーナー

レクリエーション費用に対する源泉所得税の取扱いについて

一般的に行われているレクリエーション行事の費用を、会社が負担した場合に、その参加者の受ける経済的利益には、原則として所得税はかかりません。

しかし、次のような場合には所得税がかかります。

- ① 自己の都合により参加しなかった社員、または役員に対し金銭を支給する場合には、その行事に参加しないで金銭の支給を受けるといふ選択ができることとなりますので参加者、不参加者を問わず全員にその金銭の額に相当する給与の支払いがあったものとして課税されます。
- ② 宿日直、または保安業務など、会社の業務上の

必要で参加できなかった社員や役員に金銭を支給した場合には、その金銭の支給を受けた人だけ、給与の支払いがあつたものとして課税されます。

③ 会社が役員だけを対象として、その行事の費用を負担した場合に、参加した役員に給与の支払いがあつたものとして課税されます。

次に、海外旅行の場合ですが、レクリエーションとしての海外旅行は、まだ、一般的に行われているとはいえませんが、旅行費用相当額が給与として課税されます。

(石見大田税務署)



パート収入と所得税

最近では、パートタイムで働く主婦が多くなつてい

ます。そこで、パートによる収入と税金の関係ですが、年収が一定額を超えると、夫の所得から配偶者控除(二十九万円、年齢七〇歳以上で障害者でない人は三十五万円)が受けられなくなつたり、主婦自身に税金がかつたりします。

配偶者控除が受けられる主婦とは、次のような人です。

- ① 主婦の事業所得、給与所得、退職所得、雑所得があるときは、その合計額が二十九万円以下の人。
- ② 主婦に①以外の所得(子、配当、不動産所得など)があるときは、その合計額が一〇万円以下の人。
- ③ 主婦に①と②の両方の所得があるときは、①の所得の二十九分の一〇と②の所得の合計額が一〇

万円以下の人。

パート収入は、通常、給与所得になりますから、給与所得控除(年収一二五万円までは一律五〇万円)を差引いた額が二十九万円以下であれば、配偶者控除が受けられます。

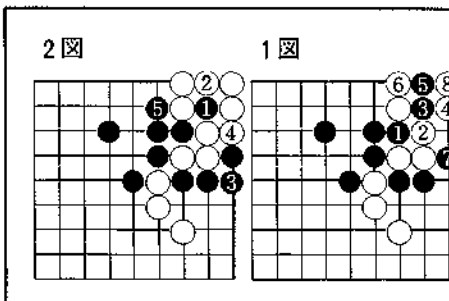
また、二十九万円(基礎控除)を超えると、主婦自身に税金がかかります。パートの年収と税金の関係は、左の図のようになります。

パートの年収	夫の所得から配偶者控除が受けられる	パート収入に所得税がかかる
79万円以下	受けられる	かからない
79万円以上	受けられない	かかる

(石見大田税務署)

解答

1図正解 黒1、3のデギリが攻めに持込む第一歩。白4のとき、黒5とノビて2目にして捨てるのも大切な手筋です。白8につづいて――2図 ホウリコミ 黒1のホウリコミがよい手。黒3のツギに白4と一服持っても、黒5のオサエに回つて攻め黒一手勝ちとなります。前図以来、息もつかせず白をダメヅマリに追いこんだ手段はみごとなものですね。それ以外の手では黒が白を取る手はありません。



相談コーナー

質問 会社の創立記念や新社屋落成の記念パーティに招待した得意先から、お祝金をいただきました。記念パーティ費用は交際費になると思いますが、お祝金はこの交際費から引く事が出来ますか？

回答 会社の創立記念や新社屋落成記念パーティは自社の従業員だけでささやかに行う事は少なく、取引先や得意先等を招待して大々的に行う場合が多い様です。税務上これらのパーティに要した費用（宴会費、交通費、記念品代など）は原則として交際費等に該当します。またこの記念パーティに招待した取引先等から受領したお祝金は、会社の主催する記念行事にあたって、会社に対して祝意を表していたいたるものですから、会社の収益に計上する

必要があります。

会社の立場にたつて考えて見れば、パーティに要した費用の額から受け取った祝金を差し引いた額のみが、実際に支出した金額となりその差額だけ交際費等としておけば良きように考えられます。

しかし、税務上こうした処理は認められておらず、あくまでパーティに要した費用の金額を交際費とし、受け取った祝金は、別途雑収入に計上するのが、現在の税務上の取扱いです。

さらには記念行事に招待され、祝金を持参する側についても、その祝金相当額がそれぞれ交際費等とされる事になっていきます。

招待客である法人が支出した祝金が交際費として課税される一方で、それを受け入れた側が祝金相当額を

祝賀パーティの一部に充当しても再度交際費として課税される事となり、二重に課税される様に思われます。そこで、全国法人会連合会、日本税理士会連合会では法人の創立記念日等の受入祝金を交際費等から控除する旨の税制改正に関する要望を行っており今後の改

正に關心が寄せられています。

増大する交際費の節減対策として、大々的なパーティはともかくごく親しい関係者の内祝的なものであれば会費制に切替えて、費用を会費収入でまかなうような企画を考えて見られたら如何でしょうか。（竹下税理士）

寄附金の取扱いについて

個人または法人が「国または地方公共団体」に対してする寄附金のうち、下記の寄附金についても法人の寄附金の損金算入限度額と関係なく、全額損金に算入されます。（島根県下分）

記

締結年月日 発遣番号	募金団体の名称	募集の目的	募金地域	募金期間
昭相55. 8. 5 広局直法 " 直所 268	松江南高校創立20周年記念事業募金委員会	施設、備品 充実資金	全国	自55. 9. 1 至56. 3. 31
昭相55. 9. 12 広局直法 " 直所 320	第37回国民体育大会島根県実行委員会	国民体育大会助成資金	全国	自55. 8. 5 至57. 10. 31
昭相55. 11. 11 広局直法 " 直所 404	邑智町立柏瀬小学校校舎建築後援会	施設、設備 充実資金	全国	自55. 10. 1 至56. 3. 31
昭相55. 12. 22 広局直法 " 直所 448	浜田高校創立記念館建設同盟会	記念館建設 資金	全国	自56. 1. 1 至56. 12. 31
昭相56. 1. 19 広局直法 " 直所 33 13	大田高校瓶陵会	施設、設備 充実資金	全国	自56. 4. 1 至57. 3. 31
昭相56. 3. 2 広局直法 " 直所 149 89	仁多町立阿井小学校校舎改築後援会	設備、備品 充実資金	全国	自56. 1. 1 至56. 12. 31

編集後記

ようやく、第二号を発刊することとなりました。創刊号編集当時、年三回程度の刊行を予定していましたが、予期しない行事等に妨げられ、今日まで延引しました事を深くおわび申し上げます。

更に、竹原会長の御発病、御入院の報に全会員心を痛めていましたが、第二号が同氏の追悼号のようにになりました事を心から哀しむものであります。

法人会報は、われわれ会員一同のためのものがありますから、多くの方の御意見を寄せ頂きますよう御期待申し上げます。但し、比較的小な今後の御寄稿をお願い申し上げます。

終りになりましたが、今回の編集に御協力賜りました方々に厚く御礼申し上げます。次号であります。

（広報部）

逸品呉服、洋品(オンワード、ミカレディー婦人服) 寝具(大阪、京都西川)

有限会社 小川呉服店

代表取締役 小川 徹

仁万町 ☎(085498) 2812 有線3426

総合結婚式場



大田グランドホテル

大田市長久町(国道9号線沿) ☎(08548) 2-0422



有限会社 斉藤文具店

大田市大田町 TEL 2-0107

三菱、NEC、シャープ
オフィスコンピューター

御結納用品専門店
分店 高砂堂

TEL 2-1913

＝ 取扱品目 ＝

カーテン、ジュータン
壁装クロス、アコーディオン
ブラインド、アクセサリー品一式

(有) 棚岡装飾

大田市大田町 TEL 08548-2-0539 有線 大田280-21

設計・監理

創造の美を拓く
燃える技術集団



株式会社

三谷設計

日本建築家協会会員

代表取締役

三谷 忠義

本社

松江事務所

広島事務所

大田市久手町波根西

松江 市上乃木町

広島 市東区光町1丁目

☎(大田) 2-8121(代)

☎(松江) 22-0992(代)

☎(広島) 63-8510(代)

昭和56年度石見杜氏自醸清酒品評会最優秀第一位に輝く

清酒 開春

邇摩郡温泉津町温泉津 TEL 08556-5-2007

若林酒造 有限会社



大田遯摩法人会会報 第2号

昭和56年12月10日発行

発行所 大田遯摩法人会

編集 広報部会 部会長 渡辺常弘

大田市大田町 大田商工会議所内

TEL (08548) 2-0765

印刷 月橋印刷

大田市大田町 TEL 2-0540